

報道発表資料
平成21年4月1日
東京管区気象台

東京管区気象台業務継続計画の策定について

東京管区気象台では、「首都直下地震（東京湾北部地震）東京管区気象台業務継続計画」を策定しました。平成21年4月1日より本計画の運用を開始し、首都直下地震発生時においても適切・確実かつ継続的な業務の遂行に努めて参ります。

東京管区気象台では、災害発生時等における防災気象情報の適時・的確な発表・伝達体制の維持等の業務継続の観点から、従来より気象庁防災業務計画等に基づき対応をとってきたところです。

国の中枢機能の業務継続については、平成17年に策定された首都直下地震対策大綱に中央省庁において業務継続計画を定めることが記載され、その後、平成19年6月には内閣府より中央省庁業務継続ガイドラインが提示される等の動きがありました。

このような動きに鑑み、今般、首都直下地震により東京管区気象台が被災した場合においても業務が中断せず、また、中断した場合でも可能な限り短時間で回復するよう準備や対応方法を定める等、適切・確実かつ継続的に業務を執行することを目的とした首都直下地震（東京湾北部地震）東京管区気象台業務継続計画を策定し、平成21年4月1日より運用を開始することといたしました。当計画の概要については別添資料の通りです。

東京管区気象台では、今後も訓練や定期的な点検を活用して、計画の見直しを行い、業務継続力の向上を図って参ります。

[本件問い合わせ先]

総務部危機管理調整官

電話：03-3212-8341（内線）4836

○背景

- ・首都直下地震対策大綱(H17.9中央防災会議決定)
- ・中央省庁業務継続ガイドライン(H19.6内閣府防災担当)
- ・国土交通省業務継続計画(H19.6)
- ・気象庁本庁業務継続計画(H20.4)

○基本方針

東京管区気象台は、『災害による被害の防止・軽減を目的として、警報・注意報並びに各種現象に関する情報を適時・的確に国、県等の防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に提供すること』を継続して実施するため、必要な各種業務の継続性の確保を図ります。

○被害想定と対応

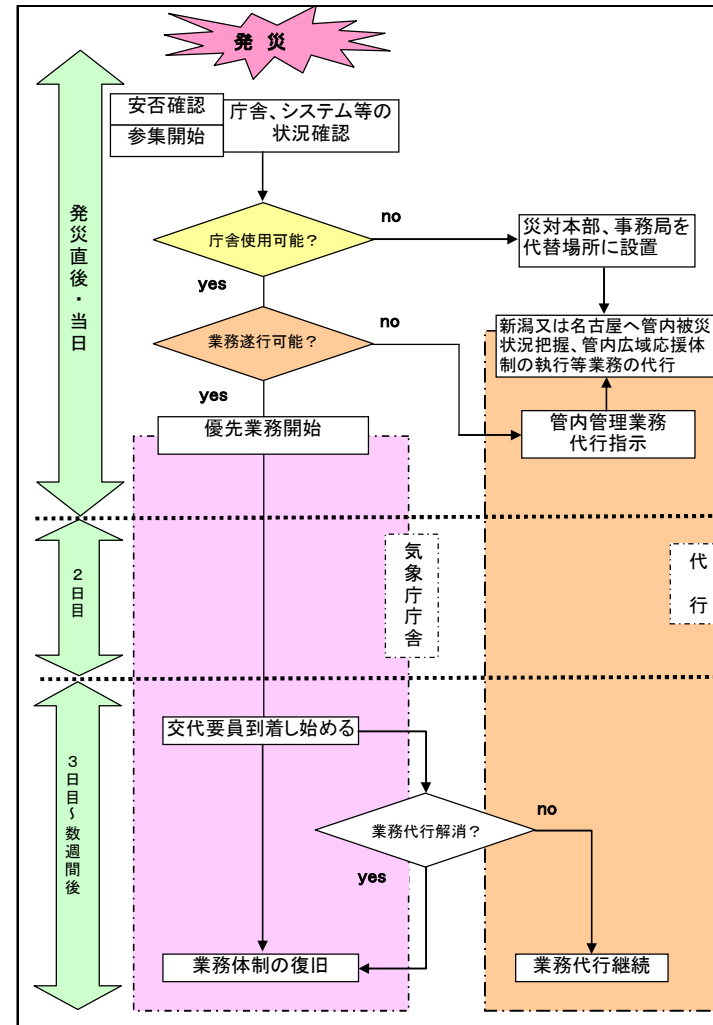
項目	被害想定と対応
庁舎	庁舎自体には大きな損傷なし。ただし、庁舎使用不可も想定。→業務代行
電力	復旧想定日数：2日 →非常用発電機稼働
電話	復旧想定日数：7～10日 →災害時優先電話、中防電話等活用
基盤通信網、インターネット	通信機能障害発生は想定されない。ただし、敷地内通信線管路の断裂の可能性あり。→業務代行
上・下水道	復旧想定日数：3日 →貯水タンク等による対応

(気象庁本庁業務継続計画(平成20年3月)より)

○想定参集状況

- ・東京管区気象台から20kmの範囲に居住する職員のうち、50%が参集可能と仮定し検討を実施。
- ・検討の結果、2日間で約20人程度が参集可能と推定。

○業務継続の全体シナリオ



東京管区気象台業務継続計画（概要）

(2/2)

○優先業務

応急対策業務

復旧目標時間	応急対策業務	管区内外との対応	庁舎設備等
3時間	<ul style="list-style-type: none"> 東京管区気象台災害対策本部の設置、運営 東京都災害対策本部へ連絡要員派遣 大雨・洪水警報・注意報（基準）、土砂災害警戒情報（基準）の暫定運用実施対応 復旧作業支援に資するための災害時気象支援資料提供に係る対応 	<ul style="list-style-type: none"> 安否確認・参集 東京都災害対策本部 気象庁予報部 東京都総合防災部、河川部 	<ul style="list-style-type: none"> 電気施設 電話設備 給排水施設 東京都防災無線等の確認
6時間	<ul style="list-style-type: none"> 東京都災害対策本部への説明要員等派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁予報部、地震火山部 東京都総合防災部 	
12時間	<ul style="list-style-type: none"> 気象観測（航空・地上・地域）測器の障害復旧のための技術支援 	<ul style="list-style-type: none"> 管内被災官署 	
1日間	<ul style="list-style-type: none"> 政府現地災害対策本部への派遣 管内被災官署への支援 気象観測（航空・地上・地域）測器の障害復旧のため技術支援 通信施設業務技術支援 気象庁機動調査班（JMA-MOT）の派遣 	<ul style="list-style-type: none"> 気象庁本庁 管内被災官署 気象庁地震機動観測班 	

○気象庁庁舎使用不能時の対応

- 災害対策本部機能の代行
 - 発災時に気象庁庁舎使用の可否について判断。使用不可能の場合は、大手町周辺等に災害対策本部機能の代替の場所を確保。
 - 地方官署で一部業務を代行。

○発災後の安全等確保

- 職員の安全確保
 - 気象庁本庁によって救護所を設置し、診療所看護師等により応急手当。
- 帰宅困難者への対応
 - 応急手当の上、帰宅困難者支援場所への案内等を実施。

一般継続優先業務

復旧目標時間	気象観測業務	対応等	庁内事務
3時間	<ul style="list-style-type: none"> レーダー気象観測業務 潮汐・津波観測観測業務 地上気象観測業務 地域気象観測業務 	<ul style="list-style-type: none"> レーダー観測機器の被害状況の確認。復旧処置・点検の実施。制御権の確保 晴海・岡田・坪田各検潮所機器の被害状況の確認。復旧処置検討 地上気象観測装置（大手町）の被害状況の確認。復旧処置・点検の実施。観測成果の通報手段の確保、測器障害対応技術支援 地域気象観測所の障害状況の把握 	
6時間			
12時間			
1日間	<ul style="list-style-type: none"> 潮汐・津波観測観測業務 地上気象観測業務 地域気象観測業務 	<ul style="list-style-type: none"> 晴海・岡田・坪田各検潮所復旧処置検討。晴海検潮所緊急点検。観測記録の確保 地域気象観測所の復旧処置と点検 	<ul style="list-style-type: none"> 物品及び役務等の調達等

○被害軽減のための事前準備

- 庁舎・設備・備蓄
 - 庁舎等の対策に関する事項
 - 食糧、救護物資等の平時の備蓄に関する事項
- 各種システムのバックアップ対策
 - 非常時優先業務の業務継続に必要なデータ・記録等を保護。

○教育・訓練及び計画の見直し

- 訓練
 - 徒歩参集訓練、図上訓練等、その他訓練を実施。
- 教育
 - 各種セミナー、講演会等により業務継続について教育を実施。
- 計画見直し
 - 訓練や定期的な点検作業、実災害等を通じ、計画の問題点を改善するなど、不断の見直しを実施し、業務継続力の向上を図る。